

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

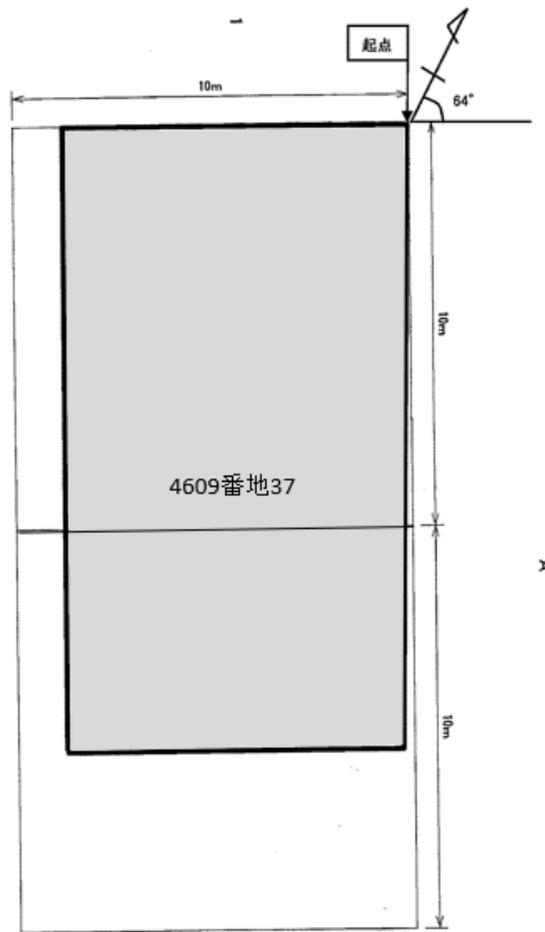
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五十五号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鴻巣市小松二丁目四千六百九番三十七）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の原位置浄化

別図



※起点は埼玉県鴻巣市小松二丁目
4609番地37の最北端とする
※格子回転角度：64°

□ : 要措置区域を解除する区画